

東急不動産株式会社「(仮称) 岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

令和 5 年 5 月 11 日
経済産業大臣あて

本事業は、東急不動産株式会社が岩手県久慈市、軽米町及び九戸村の行政界域において、単機出力が 4,000kW~5,000 kW の風力発電機を最大 15 基設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、風力発電設備の稼働に伴う騒音が養鶏場に与える影響について、地域から懸念の声が出ている。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、軽石質火山砕屑物が分布するなど環境影響を受けやすい地域であり、開発行為による土地の安定性の変化を詳細に調査・予測する必要がある。

加えて、水環境、動物・植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法に課題がみられる。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 事業規模が配慮書段階より拡大しているが、最終案に至った過程における環境面からの検討の経緯が方法書で示されていないことから、速やかに対応し、公表すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者との調整及び情報収集に努め、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺の土地の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に対する懸念事項等を丁寧に聴取すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ア 工所用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測・評価すること。
- イ 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測を行うこと。
- ウ 騒音の評価は、健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、環境保全措置についての複数案を比較検討すること。
- エ 騒音による養鶏への影響を適切に調査、予測及び評価し、予測結果の不確実性が大きい場合は、事後調査の必要性を検討すること。

(2) 水環境

- ア 水質は生態系の重要な基盤であることから、生態系全体を視野に入れて水質調査の範囲を拡大すること。
- イ 工事による影響は、降雨時調査時の時間最大雨量を上回る降雨に対しても、濁水が河川等に及ぼす影響を回避・低減させる必要があるため、安全性を見込んだ降雨量を想定して、予測・評価すること。

(3) 土地の安定性

対象事業実施区域には、環境影響を受けやすい地盤が存在することから、土地の安定性の変化を環境影響評価の項目として選定すること。

(4) 動物・植物

- ア 平成20年9月に発生した国内初のイヌワシのバードストライクと推察される事案の教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査は、2シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたって実施すること。
- イ 夜行性鳥類や繁殖性鳥類は、複数台の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。
- ウ 魚類の調査は、春季及び夏季だけでなく、対象とする種の特性、生活史、生息場所、餌場等の観点も踏まえ、秋季にも実施すること。
- エ 植物相の把握に当たっては、専門家からの助言を踏まえ、腐生植物についても適切に調査すること。
- オ 小河川に隣接する道路周辺の水辺など生育環境として重要な基盤的な環境要素を網羅するよう調査ルートを設定すること。

(5) 生態系

ア 生態系の調査結果は、動植物種の生活史や生息・生育環境に関する情報を踏まえ、基盤的な環境との関係や捕食－被食の関係を分かりやすく整理すること。

イ 生態系の注目種は、基盤的な環境要素の変化及び影響を受ける注目種との関係を踏まえ、必要に応じて見直し、現在の知見に照らし調査が困難な動植物種についても選定を検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合いの活動の場の利用実態から活動の状態を把握し、直接改変のみならず、騒音等の他の環境要素の予測結果を参照した上で、触れ合いの活動の場に対する間接的な影響を予測すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する久慈市長意見

- 1 事業実施区域は、森林法に基づく計画区域に該当するため、開発・伐採等を行う際には必要な手続きを行うこと。
- 2 事業実施区域の一部に農業振興地域及び農用地区域が含まれるため、該当する地域内における開発に当たっては必要な手続きを行うこと。
- 3 風力発電機の設置及び関係工事に当たっては、土砂災害等の各種災害リスクの適切な把握に努め、各種災害を誘発することのないよう注意しながら事業を実施すること。また、工事に伴う騒音や振動による周辺への影響が発生しないよう対策を行うこと。
- 4 事業実施区域内及び周辺には放牧地や養鶏場等が立地しており、騒音や超低周波音、風車の影等による家畜及び家禽への影響が懸念されることから、国の動向等を踏まえ、最新の知見により適切な評価を行うよう努めること。
- 5 施設の稼働に伴う騒音等は、風力タービンの後流を受ける風下の地域において特に影響が大きくなることが懸念されるため、関連する調査については風力発電機からの離隔距離と併せ、風況を加味して調査地点を設定すべきと思料する。
また、景観に係る予測手法はフォトモンタージュ法を用いるとしているが、風力発電機のように定常的に動き続けることを前提にした構造物による視覚的影響を評価する際に、静止画のみを用いて判断することは十分ではなく、動画等を用いた方法を検討すべきと思料する。

「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する軽米町長意見

- 1 軽米町では「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」を策定しております。

本件は合計 1,000kW 以上の風力発電設備と想定されるため、計画の対象となる設備であり、軽米町再生可能エネルギー推進協議会への加入手続きを取っていただき、開発を促進する区域の指定を受けていただくよう要請します。

「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する九戸村長意見

- 1 今後の環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の関係者だけでなく、より広い範囲を対象とした住民に対する情報提供と丁寧な説明を行い事業実施の理解が得られるよう努めること。
- 2 重大な環境影響を回避・低減するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。
- 3 想定区域の周辺住民に対しては、風力発電機からの騒音や低周波音波及び風車の影による生活環境と心身への重大な影響が懸念されることから、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、これを回避すること。
- 4 九戸村は、県内生産量トップの養鶏のほか、畜産業が盛んである。想定区域の周囲には養鶏場等が存在することから、風力発電機からの騒音や低周波音波及び風車の影の影響が畜産業に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施すること。また、工事に関しては、車両の通行等について、想定区域のプロイラーの関係会社等と連絡を密にすること。
- 5 九戸村では、天然記念物を6件指定しているところであり、想定区域の周辺では、「雨堤み」がモリアオガエルの繁殖地として指定されている。同堤みは、睡蓮鑑賞地として近年散策の場所となっていることから、動物の注目すべき生息地及び景観資源（人と自然とのふれあい活動の場）として影響を把握することが必要と考える。また、同じく景観及び眺望に関しては、想定区域から、少し距離を置くが南側に位置する戸井良沢水芭蕉公園、又想定区域周辺の住民が慣れ親しんだ場所や住民が多く居住する中心街からの景観と眺望についても、住民の理解が得られるよう適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。景観・眺望資源については、自然環境の観点からのみ配慮事項を選定しているところであり、史跡や文化財などの観点からも風車の配置を検討することが必要と考える。
- 6 本方法書に記載のある事業想定区域周辺には、村管理の道路や河川等があることから、事業により道路や河川、他の占用物件等に支障を与えることのないよう配慮すること。今後工事計画等への環境に対する影響について十分な調査を行い、適切な対策を考慮した計画を策定し、今後策定する計画書等に反映させること。また、随時、事業に係る詳細な協議を実施すること。